

一般会計等財務書類における注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券・・・・・・・・該当なし

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・該当なし

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます）・・・・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 5 年～60 年

工作物 5 年～60 年

物品 3 年～20 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます）・・・・・・・・・・定額法
（ソフトウェアについては、当町における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっ
ています）

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

該当なし

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

該当なし

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

該当なし

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上して
います。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上して
います。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上して
います。

④ 損失補償等引当金

該当なし

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額に
ついて、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上して
います。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

該当なし

② オペレーティング・リース取引

該当なし

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（能勢町資金管理方針において、歳計現金等の
保管方法として規定した預金等）をいいます。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含ん
でいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分が不明な場合の基準については、金額が 60 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね 10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当なし

(2) 表示方法の変更

該当なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当なし

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

(4) 重大な災害等の発生

該当なし

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当なし

(2) 係争中の訴訟等

該当なし

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

- ② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

- ③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	△4.64%
連結実質赤字比率	△36.40%
実質公債費比率	15.5%
将来負担比率	118.2%

- ④ 繰越事業に係る将来の支出予定額 68,882 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

土地

イ 内訳

<u>事業用資産</u>	<u>7,935 千円</u>
土地	7,935 千円

上記は貸借対照表における簿価を記載しています。

- ② 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 6,389,349 千円

- ③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	3,323,358 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	6,389,349 千円
将来負担額	11,795,284 千円
充当可能基金額	2,068,981 千円
特定財源見込額	該当なし
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	501,658 千円

- ④ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

該当なし

- ⑤ 能勢町奨学基金については、定額運用基金のため歳計外にて処理しています。

(3) 行政コスト計算書に係る事項

変更点なし

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 $\Delta 852,101$ 千円

② 既存の決算情報との関連性

繰越金については、歳入歳出決算書では収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

- ③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	$\Delta 105,777$ 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	21,488 千円
投資活動収入のその他の収入	7,603 千円
未収債権額の増減額	$\Delta 3,826$ 千円
減価償却費	$\Delta 680,267$ 千円
賞与等引当金増減額	1,417 千円
退職手当引当金増減額	15,177 千円
徴収不能引当金増減額	1,048 千円
純資産変動計算書の本年度差額	$\Delta 743,137$ 千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 400,000 千円

一時借入金に係る利子額 987 千円

- ⑤ 重要な非資金取引

該当なし